

◎私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

害の防止に関する法律

(平成二六年一月二七日法律第二二六号)(衆)

一、提案理由(平成二六年一月一日・衆議院本会議)

○榎屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、嫌がらせ目的で元交際相手の性的な写真等をインターネット上に公開する、いわゆるリベンジポルノによる被害が深刻な社会問題となっております。

本案は、このような被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生またはその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉または私生活の平穩の侵害があった場合におけるプロバイダー責任制限法の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めようとするものであります。

本案は、本日、総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二六年一月一九日)

○谷合正明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるいわゆるリベンジポルノ等の私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長榎屋敬悟君から趣旨説明を聴取した後、リベンジポルノによる被害の防止のための教育・啓発活動、私事性的画像記録の定義、プロバイダー等

による迅速な画像削除の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一月一八日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、私事性的画像記録の提供等の被害に関し、件数等の実態把握に努めること。

二、私事性的画像記録等の拡散抑制に向け、提供手段等の高度化及び多様化に対応すべく、その動向を分析し、地方公共団体等との適切な情報の共有を図ること。

三、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復が著しく困難となることに鑑み、プロバイダ等による私事性的画像記録等の削除が迅速かつ適正に行われるよう、必要な要請や支援を行うこと。

四、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に資するため、関係行政機関、民間企業等と連携して必要な教育活動及

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

び啓発活動を実施し、国民の十分な理解と関心を深めるよう努めること。

五、本法の実効性を高めるため、外国のサーバーを経由するなどの場合における被害回復及び処罰の確保に資する国際協力取組を強化すること。

六、本法の執行に当たり、私事性的画像記録であることを認識していない第三者が第三条第一項から第三項までの行為を行った場合、罪を被らないように配慮すること。
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。